

東京高判昭和26年9月19日・昭和25年（行ナ）第21号（東宝・スバル）

公正取引委員会審決取消請求事件

（LEX/DB提供テキストを利用して抜粋）

主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

[略]

理 由

第一 審決の事実認定について。

[略]

二、原告の一定の取引分野に関する主張について。

（一）原告は、映画興行について地域の点から一定の取引分野を構想すべきものとすれば、丸の内、有楽町界隈または銀座地区ではなく、旧東京市内がほぼこれにあたりと主張しているが、丸の内、有楽町界隈には、原告主張のような条件があるため、観客が都及び近郊一円より参集するという意味では、少なくともここに参集する観客の一部は、この地域外の他の映画館と共通の対象となり、従つて旧東京市内の地域が一定の取引分野となり得る場合のあることは否定し得ないけれども、一般通常の状態においては、映画興行の取引分野としては旧東京市内より狭い地域について考えるのが相当である。すなわち、映画館の多数がある地域に近接して存在するときは、おのずからその地域に集合する観客群を生じ、これらの観客群は通常この地域内で、それぞれの映画館を選択して入場することとなり、この地域内の興行者は、この観客群を共通の対象とすることとなる。このように解すると、旧東京市

内よりも狭い地域に映画興行の一定の取引分野が成立するとみるべきであるから、この点に関する原告の主張は失当である。

(二) また原告は、映画興行の一定の取引分野は、地域によるよりも、質的に把握すべきもので、日本映画、外国映画のそれぞれの取引分野を観念すべきである、と主張している。なるほど、そのような映画の質による取引分野も考えられないことはないが、前に述べたように、多数の映画館が近接して存在するときは、その地域内では、外国映画と日本映画とを通ずる観客群を生じ、おのずからその一定の取引分野を形成するものとみるべきであるから、この点についても、原告の主張は失当である。

(三) 次に原告は、仮に旧東京市内が一定の取引分野として広きに過ぎるとしても、少なくとも、東京都興行組合銀座支部管轄区域全部を一定の取引分野と認むべきものであると主張している。

(1) これについて審決では先ず、丸の内、有楽町界隈が、映画興行の取引分野において、一つの地域を形成し、かつその対象とする一種の観客群ともいふべきものが存在していることは、一般社会通念に照し、これを認定するに十分であるといっている。しかし丸の内、有楽町界隈は東京都の中心繁華街である銀座方面に直ちに接続し、同方面にわたつて更に多数の映画館が相近接して存在しているのは、公知の事実であつて、この事実からみると、丸の内、有楽町界隈だけを切りはなして独立した地域とみることが相当でなく、被告がこれを一般社会通念に照らして、これを映画興行の一定の取引分野と認め得るとしたのは独断であるといわなければならない。

(2) 次に原告は、被告がさらに第二次的に銀座地区をもつて一定の取引分野と肯定しながら、このうちから新橋演舞場、白木劇場、三越劇場および人形町松竹映画劇場を除外したのは不当であり、また明治座及び歌舞伎座を除外したのは不当であると主張している。よつてこの点について考えるに、

(イ) 銀座地区即ち東京都興行組合銀座支部管轄区域というのは、東京都の映画、演劇、演芸興行場経営者の結成している東京都興行組合の定めた十三支部の地域の一つで、新橋、日比谷、室町、

築地を連らねる範囲の地域をいうのであることは、当事者間に争のないところである。

(ロ) 右範囲の地域のなかでも、東京都の中心繁華街である銀座をはさんで、有楽町、築地を両翼とする地域は、各層の市民が群集する娯楽地域で、そこには各種の興行施設があり、映画興行の面においても、大きな観客群が生じていることは、ほとんど公知の事実でもあり、また参考人初田敬の陳述によつても明かなところである。

(ハ) とところで、三越劇場、白木劇場、人形町松竹映画劇場は、右に述べた銀座を中心とする娯楽地域から相当離れて孤立しており、ことに三越劇場については、東京都興行組合銀座支部結成のときこれまで入れるのは広過ぎないのかとの説があつたとき同劇場の特別の要望でこれも銀座支部に加えたといういきさつがあることは、成立に争ない引用乙第三号証の二と参考人山崎正雄の陳述によつて認められるから、これらの三劇場は(ロ)にいう観客群とはおのずから関係を異にするとみるべきである。

(ニ) 新橋演舞場はこれまでの事実からみて、現在直ちに映画館に転用されるようなことは予想することはできない。また明治座および歌舞伎座は、本件審決当時(昭和二十五年九月二十九日)復旧工事中であつたことは事実であるが、明治座については(ハ)の劇場と同様の関係にあると解すべきであり、歌舞伎座はその沿革からいつても、また、その施設からみても、演劇のための劇場であつて、仮に映画興行に使用されるというようなことがあつても、それは極めて例外の場合であると解すべきである。以上それぞれの事実は、いずれも当裁判所に顕著なところである。

(三) 以上説示したところに、引用乙第三号証の一および二を合わせ、映画興行の観点から考えると、銀座を中心として、京橋、日比谷、新橋、築地を連ねる一地域には、日本劇場、日劇地下劇場、日比谷映画劇場、スバル座、オリオン座、名画座、東劇地下劇場、中央劇場、銀座松竹劇場、築地映画劇場、銀座全線座、テアトル銀座、飛行館東横劇場、新橋メトロ劇場、ムービー銀座、ピカデリー劇場、有楽座、帝国劇場、日劇小劇場、東京劇場の二十の映画館が相近接して存在し、これらの各映画館はこの地域に

集まる共通の観客群を対象としてそれぞれ興行していることを認めることができる。従つてこの地域について、映画興行の一定の取引分野が成立するとみるのが相当である。これと同趣旨にいたした審決の認定は、これを立証する実質的な証拠があるものといわなければならない。

三、原告の競争の実質的制限に関する主張について。

[略]

(三) 原告は、競争の制限が実質的であるためには、料金の引上げを来すであろうとか、数本立を一本立にするであろうとかいう、具体的事実を示さなければならないのに、審決にはこれを示していないと主張している。なるほど、原告の挙げている事例は、これによつて競争の制限が実質的であると認定する一資料たる場合があることは認められるけれども、法第十五条第一項第二号にいうところの競争の実質的制限(第二条第三項、第四項等についても同じである)とは、原告のというような個々の行為そのものをいうのではなく、競争自体が減少して、特定の事業者または事業者集団が、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによつて、市場を支配することができる形態が現われているか、または少くとも現われようとする程度に至っている状態をいうのである。従つて競争者の減少、或は競争の目的物の減少(本件の場合でいえば映画数または映画の種類数の減少等)、または競争行為の減少(本件の場合でいえば、広告宣伝の減少等)等は、必然に競争の制限を来すが、これらの個々の事実があれば、直ちに制限が実質的となるとはいえないのであるから、必ずしもこれらの個々の事実をことさらに示すにはおよばないのである。これら個々の事実を超えて、競争の減少が、さきに説明した程度態様に達しているかどうかを判断して、競争の制限が実質的であるか否かを定めるべきものである。原告の主張は理由ありとはいえない。